

子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、市町村で定める必要のある基準について (条例等の制定にむけて)

子ども・子育て支援法等により、市町村で規定が必要な基準等は次のとおりです。

- 1) 子ども・子育て会議の設置(77条)→25年7/1制定済
- 2) 地域型保育事業の認可のための設備・運営の基準(児童福祉法34条2)
- 3) 給付対象として確認を受ける幼稚園・保育所・認定こども園の運営基準(34条)
- 4) 給付対象として確認を受ける地域型保育事業の運営基準(46条)
- 5) 教育・保育の給付の認定及び支給手続き(27～30条)
- 6) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の設備・運営の基準(児童福祉法34条8)
- 7) 過料(87条)

【現状】

25年8月に示された国のスケジュールでは、新制度に関して国が定める基準は、国の子ども・子育て会議において検討後、府省令などとして26年3月末までに制定・公布され、その後、市町村で定めるべき基準等を6月を目途に条例化することが求められていました。

しかし、府省令の制定については予定より大きく遅れ、4月30日に公布されました。

なお、条例化については、①・③・⑤は市町村に、②・④は都道府県・政令市及び中核市に策定義務があります。

- ① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(3・4)
- ② 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
- ③ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(2)
- ④ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
- ⑤ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(6)

【支給認定について】

上記以外に、支給認定に関する事項についても、国の示したスケジュールでは26年6月議会において条例案上程とされていますが、これについては具体的に市例規に委任されているものでなく、例規・要綱の制定は必ずしも必要ではないものと考えられます。

ただし、本市では「保育の実施に関する条例」や、同施行規則において、保育の実施基準(新制度での「保育を必要とする事由」に相当)などの規定があることから、これら例規との関係について整理しておく必要があります。

具体的には、現行条例等の全面改正により、下記基準を定める必要があると思われます。

- ① 保育を必要とする事由
- ② 保育必要量の認定基準
- ③ 優先利用の取り扱い
- ④ 利用調整の取り扱い

【今後の動き】

早期に新制度に対応した市基準案を条例化し、周知期間を確保する必要があります。

現実的には6月議会への議案上程はスケジュール的に困難であることから、9月市議会への上程を目指します。

5月 子ども・子育て会議への付議

7月 市理事者や議会への事前説明

9月 市議会定例会に関連条例案を議案上程 →可決後ただちに公布

大阪府子育て支援課では、新制度にかかる基準条例の制定等について、運営基準条例、地域型保育事業基準条例、放課後児童健全育成事業基準条例の3つについて大阪府案を作成し示していく予定とのことです。

なお、基本的には、国の基準を条例の形にするだけのイメージですので、府独自の基準を追加するという事は想定していないとのことです。(審査基準や様式等の策定も必要となりますが、国から何らかの通知が示されないようであれば、府内共通のものを大阪府で作成するという事について検討する可能性もあるとのことです。申請様式については、府内共通様式を作成したいとのことです。)

【市方針（案）の作成】

先行してパブリックコメントを実施している埼玉県越谷市、福岡県久留米市、東大阪市の事例や、4月に入ってから国から示された府省令・告示案を参考に、本市で定めるべき条例の骨子について方針（案）として作成しました。

最終的には条文化する必要がありますが、子ども子育て会議等で検討していただくには、非常に難解であることから、平易な一覧表形式としています。

資料2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する市方針（案）

資料3 家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する市方針（案）

資料4 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する市方針（案）

府省令・告示案において、従うべき基準とされたものには項目末尾に【従】を、参酌すべき基準には《参》を入れています。

従うべき基準とは、市基準において法令と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものをいいます。

また、参酌すべき基準とは、市基準で法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されるものをいいます。